

外国人技能実習制度の概要と適正化に向けた課題等

令和4年6月 繊維産業における外国人技能実習制度理解促進セミナー講演資料

厚生労働省人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室

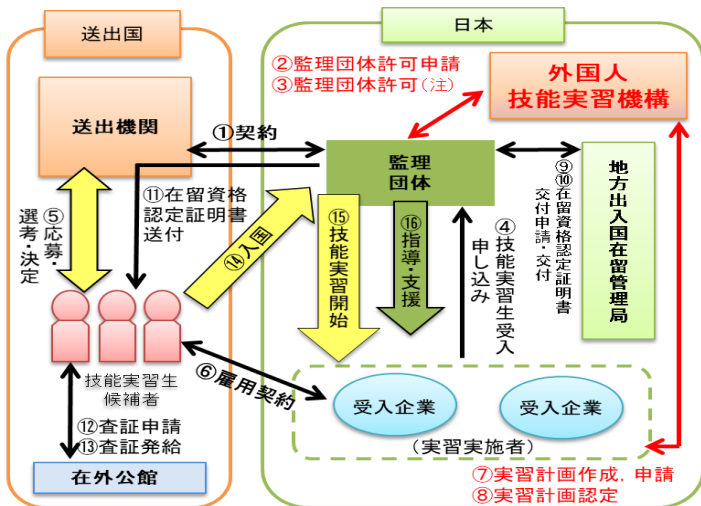
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※令和3年末時点

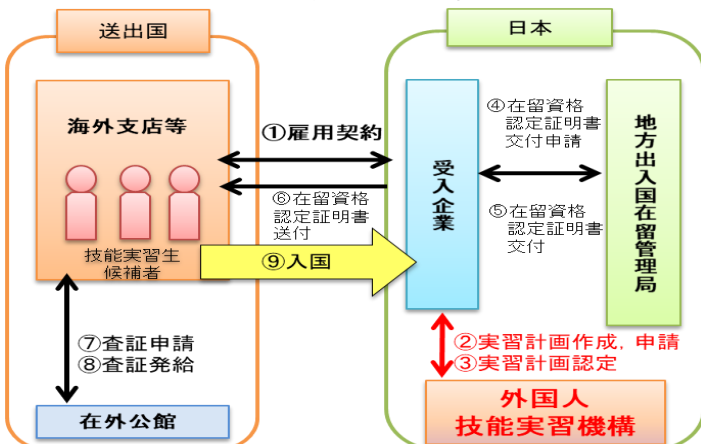
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

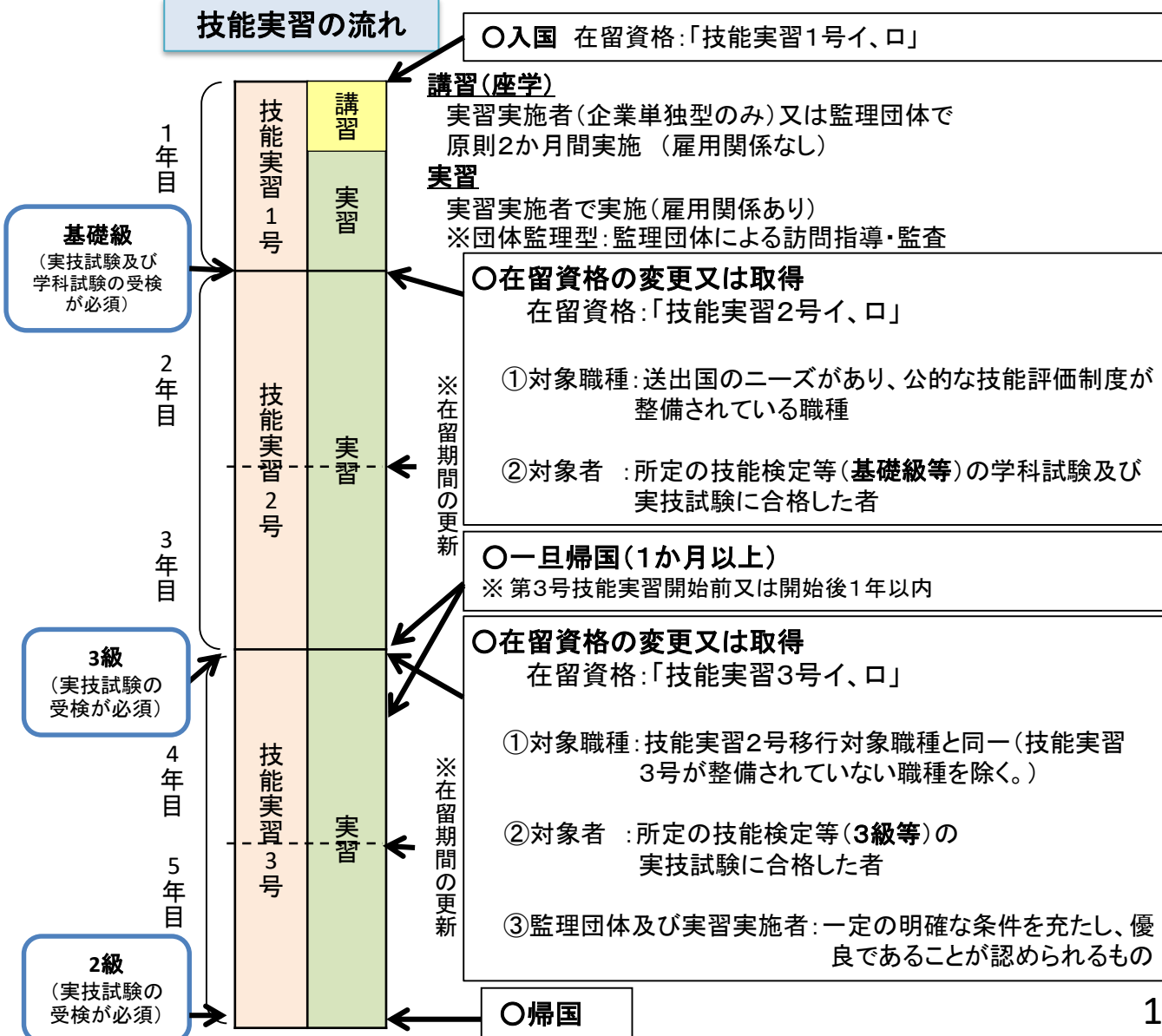


注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する**相談・援助**等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ**(**4～5年目の技能実習の実施**)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

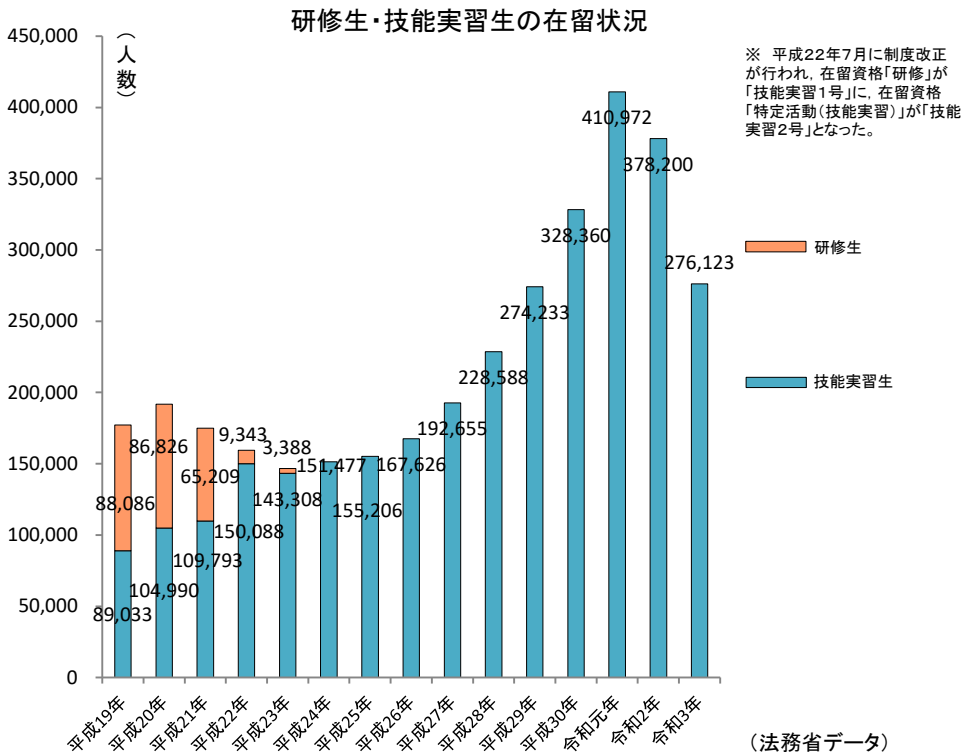
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

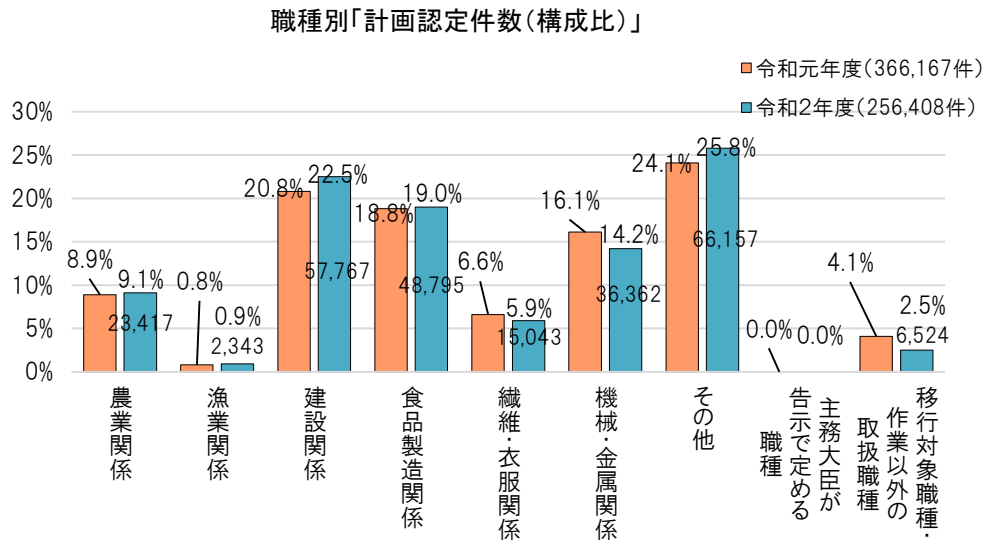
同年11月28日公布

技能実習制度の現状

1 令和3年末の技能実習生の数は、276,123人



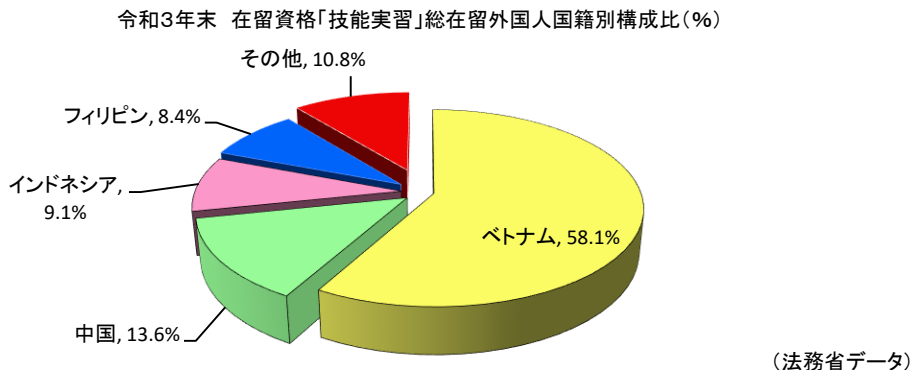
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



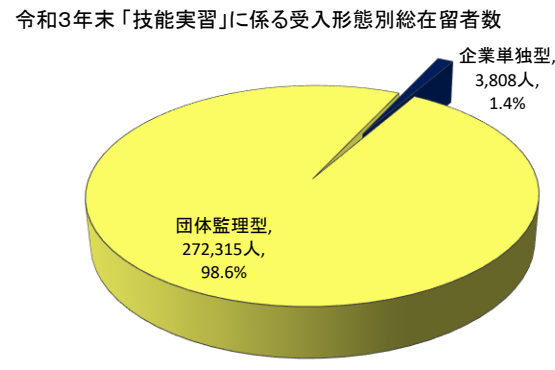
※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③インドネシア



4 団体監理型の受入れが98.6%



1 法令違反

- 機構による実地調査では、監理団体の41.7%(帳簿、監理指導、体制等)、実習実施者の37.2%(宿泊施設、計画齟齬、報酬等)に違反。
- 労働基準監督機関による実習実施者に対する監督指導における違反率※1※2は70.8%※3(R2年)。

※1 技能実習生以外の労働者に係る違反も含む。

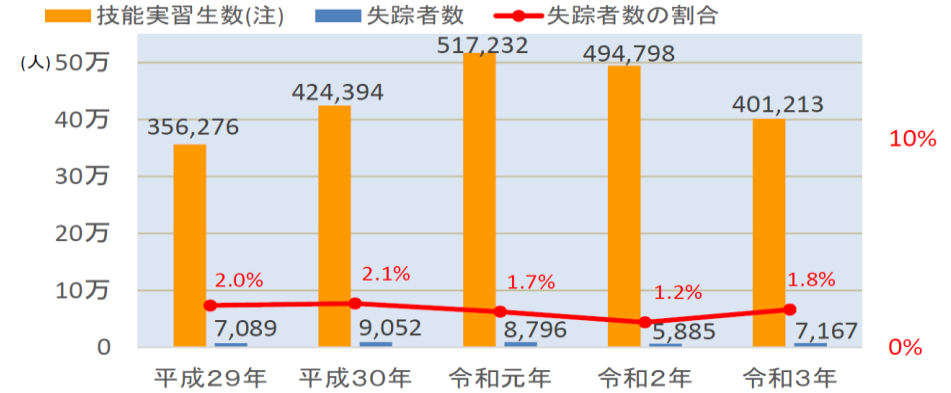
※2 機械等の安全基準、労働時間、割増賃金の違反が多い。

※3 8,154件中5,752件。

(参考) 労働基準監督機関が行う定期監督等全体の違反率は69.1%。

2 失踪

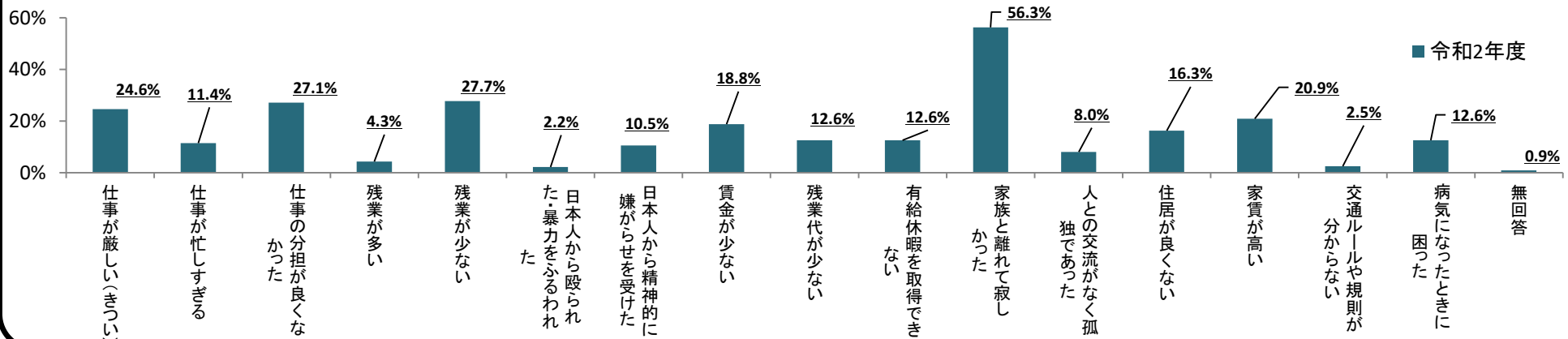
実習生の失踪件数はR3に7,167人。全体の1.8%。



(注) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

3 実習中の問題

帰国後技能実習生フォローアップ調査(令和2年)では、実習中具体的に困ったこととして、「残業(代)が少ない」もあるが「仕事の分担が良くなかった」「仕事が厳しい」「賃金が少ない」等の回答がみられる。



制度適正化及び技能実習生の保護に向けた取組状況(1)

1 適正な技能実習の実施を確保するため、機構による実地検査を実施

項目	取組状況
実地検査	○外国人技能実習機構では監理団体は年1回、実習実施者は3年1回の実地検査を実施
体制強化	○外国人技能実習機構の人員を増加 346名(平成30年度) → 587名(令和元年度)

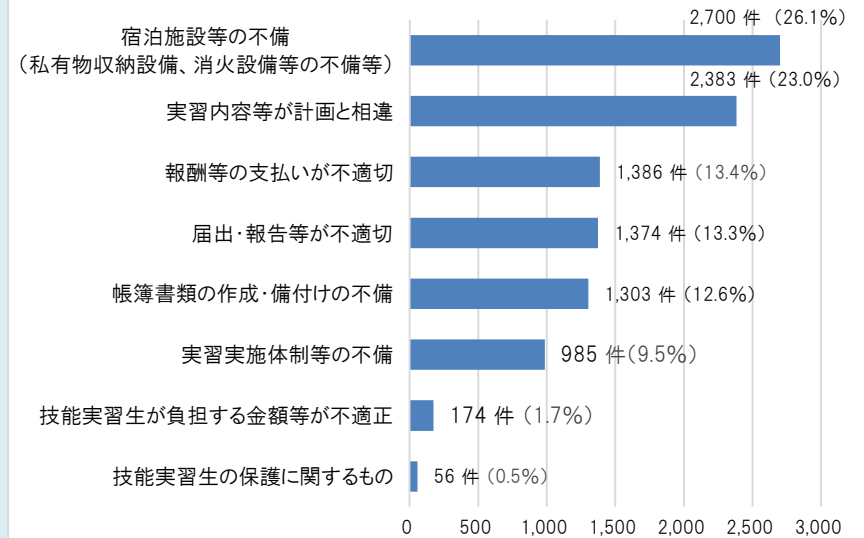
2 法違反が認められた場合、機構が改善に向けた指導を行い、改善状況を確認。
悪質な事案については、主務省庁による行政処分等の対象。

○外国人技能実習機構による実地検査状況(令和2年4月～令和3年3月)

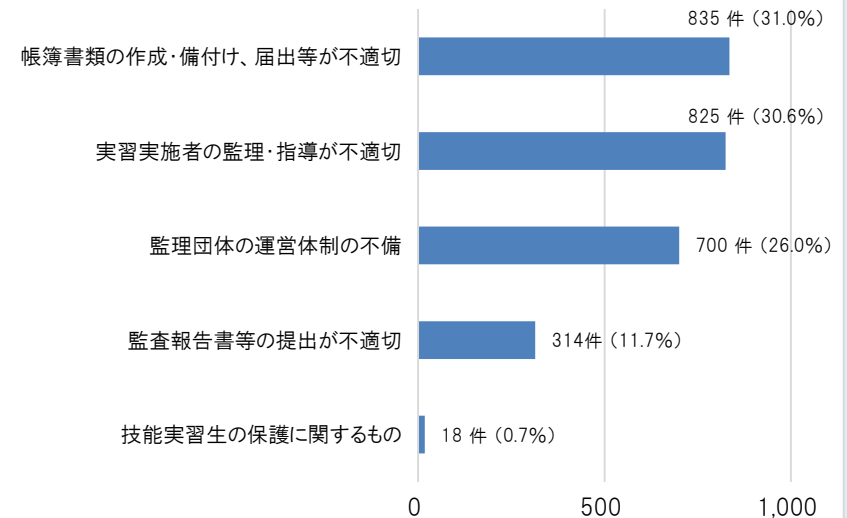
	監理団体	実習実施者	合計
検査数	3,363	17,308	20,671
違反者数 (検査数に占める割合)	1,402 (41.7%)	6,445 (37.2%)	7,847 (38.0%)
違反件数* (条文数)	2,692件	10,361件	13,053件

*一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

違反状況(実習実施者)



違反状況(監理団体)



制度適正化及び技能実習生の保護に向けた取組状況(2)

- 適正な技能実習の実施を確保するため、外国人技能実習機構による実地検査を実施。法違反が認められた場合、外国人技能実習機構が改善に向けた指導を行い、改善状況を確認。
悪質な事案については、主務省庁による行政処分等の対象。

○主務省庁による行政処分等の実施状況

	監理団体		実習実施者	
	許可取消	改善命令	認定取消	改善命令
平成30年度	1	0	8実施者 151計画	1実施者
令和元年度	4	0	23実施者 244計画	2実施者
令和2年度	13	2	77実施者 1,001計画	6実施者
令和3年度	13	10	177実施者 2,080計画	6実施者
合計	31	12	285者 3,476計画	15実施者

技能実習計画の認定を取消した事案の処分理由(繊維・衣服関係職種)

認定計画に従っていない(第16条第1項第1号)

- ・ 認定計画に従って技能実習を行わせていなかった
- ・ 認定計画に従って賃金を支払っていなかった

認定の基準に適合しなくなった(第16条第1項第2号)

- ・ 従事させた業務が技能実習の内容の基準に適合していなかった
- ・ 技能実習生との間で、技能実習計画と反する取決めをした
- ・ 技能実習生に対して外国人技能実習機構による実地検査に当たって、虚偽の答弁を行うよう指示した
- ・ 技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った
- ・ 入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させた

実習実施者が欠格事由に該当することとなった(第16条第1項第3号)

- ・ 認定の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした
- ・ 出入国管理及び難民認定法に基づき罰金刑に処せられた

虚偽の帳簿書類の提示などをした(第16条第1項第5号)

- ・ 外国人技能実習機構に対し、虚偽の帳簿書類の提示、虚偽の答弁をした

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした(第16条第1項第7号)

- ・ 長時間労働及び割増賃金の不払といった不正又は著しく不当な行為が認められた
- ・ 技能実習生の旅券を保管していた
- ・ 地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けた
- ・ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出国側が認定した送出国機関及び認定を取り消した送出国機関を日本で公表し、送出国側が認定した送出国機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出国側に通知する。

送出国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出国機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収、違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出国機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出国機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

**作成状況：計14か国
(R1.6月時点)**

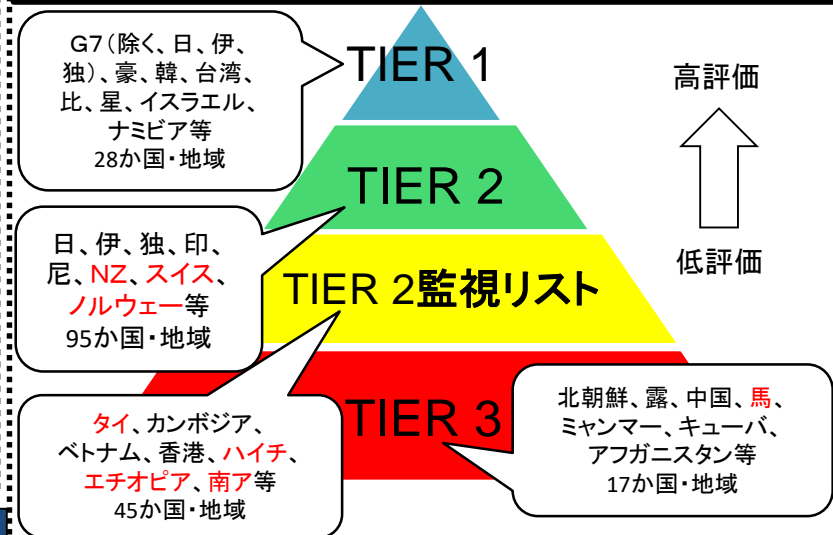
ベトナム (H29.6月)、カンボジア (H29.7月)、インド (H29.10月)、フィリピン (H29.11月)、ラオス (H29.12月)、モンゴル (H29.12月)、バングラデシュ (H30.1月)、スリランカ (H30.2月)、ミャンマー (H30.4月)、ブータン (H30.10月)、ウズベキスタン (H31.1月)、パキスタン (H31.2月)、タイ (H31.3月)、インドネシア (R1.6月)

米務省人身取引報告書

- 米国は、人身取引を「現代の奴隷制」と捉え、国内外の施策を強く推進。国務省の「人身取引監視対策部」が、米国国内法に基づき、2001年から毎年各国政府の1年間の人身取引対策を4段階で評価する報告書を作成。
- 本報告書は、米国からの質問票に対する各国政府の回答及びNGO等からの情報をもとに、訴追・保護・予防の3分野における取組状況を評価。
- 我が国は、2017年の人身取引議定書の締結等をもって、2018年に初めて「TIER 1」ランクに評価され、2019年も同ランクを維持したが、2020年に「TIER 2」となり、2021年は「TIER 2」が維持された。

【注】 我が国のランクは2001年以降、2004年（「TIER 2監視リスト」）、2018年及び2019年（「TIER 1」）を除いて、「TIER 2」。

米務省人身取引報告書における各国・地域のランク付け状況（2021年）



※赤字は昨年より評価が下がった国

米国の日本に対する主な勧告（2021年報告書）

- ①性的及び労働搾取目的の人身取引事犯を積極的に捜査・起訴し、人身取引犯に重い刑を科すことによってその責任を問うべき。
- ②人身取引事犯の法定刑から罰金刑を除き、その長期を4年以上に引き上げるように人身取引関連法を改正すべき。
- ③外国人労働者の人身取引被害者が認知され、保護支援を受けられるよう関係省間で手続を策定し、体系化し、実施すべき。
- ④第三者を介さず商業的な性的搾取の対象となった児童、技能実習、特定技能を含む在留資格の下での外国人労働者を人身取引被害者として認知し、支援サービスを提供し、また、人身取引犯によって強制された違法行為を理由として拘束又は強制送還されないよう審査を強化すべき。
- ⑤男性が被害者である人身取引事犯を認知する取組を強化すべき。
- ⑥人身取引被害者に特化した保護シェルターを設置し、係る予算を増大し、外国人や男性も利用可能にすべき。
- ⑦技能実習制度下での人身取引被害者の認定のための技能実習改正法の監督・執行措置の実施を強化すべき。
- ⑧あらゆる外国人労働者の雇用先の変更及び異業種への転職を可能とする正式なルートを設定すべき。
- ⑨雇用主に対して外国人労働者の旅券や私的文書の留め置きを禁ずる法律を制定すべき。
- ⑩関連政策を改め、外国人労働者が雇用あっせん・サービス手数料を廃止し、借金による抑圧や強制行為への脆弱性を減ずるべき。
- ⑪強制労働に繋がる懲罰的な契約、旅券の留め置きやその他の行為の取り締まりを強化すべき。
- ⑫児童買春旅行に参加した日本国民に対する取締りを強化すべき。

監理団体や実習実施者の皆様をお願いしたいこと、お知らせ





外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○ **外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。**

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しよとするとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○ **トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。**

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○ **異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。**

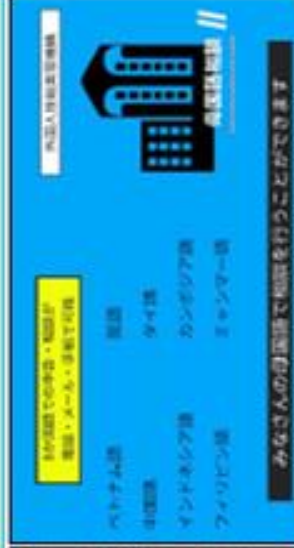
○ **文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちを持たせてしまうことがあるので、注意をして接するようによみましょう。**

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまふことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであっても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○ 技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

○技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

○監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があります。技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所等で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所等で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所等で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所等で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。
※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。
※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL: 03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所	育児休業について	➡ 労働局
国民年金について⇒年金事務所又は市区町村	産前産後休業について	
健康保険について⇒加入先の医療保険者		
(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)		
国民健康保険について⇒市区町村	在留資格について⇒入管庁	

技能実習生の実習先変更支援(実習継続困難時)

技能実習を開始した**実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合**で、かつ、**技能実習生が技能実習の継続を希望する場合**には、**実習先の変更ができる**。

実習先変更にあたって、**実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供する**などの支援を行う。

(参考) 技能実習法第51条第1項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出(様式第18号)」や「事業廃止届出書・事業休止届出書(様式第19号)」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、技能実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

実習先変更支援の概要

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う

「監理団体向け実習先変更支援サイト」 (<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>) を開設。

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

(新たな実習先の確保を行う監理団体及び実習実施者の皆様へ)

- 技能実習生を募集している監理団体又は実習先の変更を求める監理団体が、当該情報を利用するためには、予め利用者登録が必要です。詳細は、「監理団体向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。
- 実習実施者は、加盟している監理団体に、実習先変更に係る支援を依頼してください。
- 緊急に実習先変更の準備をしなければならない場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、機構地方事務所・支所の認定課(援助担当)に、ご相談ください。

(実習継続が困難になった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者の皆様へ)

- 機構では、やむを得ない事情で実習実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しております。ご検討、ご協力いただける方は、上記と同様に、機構地方事務所・支所の認定課(援助担当)にご連絡ください。

技能実習生の実習先変更支援(3号移行時)

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

実習先変更支援の概要

3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「第2号技能実習から第3号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト」(<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>) を開設。

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

(対象となる技能実習生から新たな受入れ先の相談を受けた皆様へ)

- 技能実習生に上記サイトの存在を教えてください。
なお、技能実習生手帳(外国人技能実習機構版)の「各種相談・支援窓口」にも記載されています。

(対象となる技能実習生の受入れを希望する皆様へ)

- 機構では、対象となる技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者(何れも優良の基準に適合)を募集しております。その場合、上記サイトに掲載するために、予め監理団体の方から利用者登録をしていただく必要があります。詳細は、「第2号技能実習から第3号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。
- 実習実施者の方で対象となる技能実習生の受入れを希望する場合は、加盟している監理団体に、その旨を伝え、上記登録を依頼してください。
- ご不明な点がございましたら、機構地方事務所・支所の認定課(援助担当)にご連絡ください。

【参考】外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任、
監督

報告

本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

理事長

(主務大臣が任命)

理事

(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事

(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査等
 - ・監理団体(約3,500団体)への実地検査を年1回実施
 - ・実習実施者(約63,000社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

【参考】外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地・連絡先		担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	Tel.011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階	Tel.022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東京事務所	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 NKビル7階	Tel.03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	Tel.029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカシマ会館ビル6階	Tel.026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	Tel.052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	Tel.076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	Tel.06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階	Tel.082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	Tel.087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	Tel.089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	Tel.092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	Tel.096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県